

平成30年7月25日

各都道府県知事  
各都道府県選挙管理委員会委員長  
各指定都市市長  
各指定都市選挙管理委員会委員長

） 殿

総務大臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）

第193回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号。以下「改正法」という。）は、平成29年6月21日に公布されたところですが、これに伴い公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）が、平成30年政令第215号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法施行令の改正は、改正法による公職選挙法の改正に伴い、都道府県又は市の議会の議員の選挙について、選挙運動のために使用するビラの頒布方法及び選挙の一部無効による再選挙において頒布することができる当該ビラの数を決めることを目的として行われ、改正令は、平成31年3月1日（改正法の施行日と同日）から施行することとされました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正令を十分御理解されるとともに、改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 選挙運動用ビラの頒布方法に関する事項

都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）の議会の議員の選挙における選挙運動のために使用するビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の頒布方法について

て、当該選挙運動用ビラに係る候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布とするものとされたこと。(新令第109条の6第3号関係)

## 第2 一部無効再選挙におけるビラの頒布枚数に関する事項

都道府県又は市の議会の議員の選挙について、選挙の一部無効による再選挙において頒布することができる選挙運動用ビラの数を決めるものとされたこと。(新令第132条の5第1項、第132条の6第1項、第132条の7第1項関係)

- 1 都道府県の議会の議員の一部無効再選挙において頒布することができる当該選挙運動用ビラ
  - (1)再選挙の行われる区域が一の市の区域又はその一部の区域の場合 6,500枚
  - (2)再選挙の行われる区域が一の町村の区域又はその一部の区域の場合 1,800枚
- 2 指定都市の議会の議員の一部無効再選挙において頒布することができる当該選挙運動用ビラ 1,600枚
- 3 指定都市以外の市の議会の議員の一部無効再選挙において頒布することができる当該選挙運動用ビラ 1,600枚

## 第3 施行期日等に関する事項

- 1 この政令は、平成31年3月1日から施行するものとされたこと。(改正令附則第1項関係)
- 2 改正令の規定は、新令の施行の日以後その期日を告示される都道府県又は市の議会の議員の選挙について適用するものとされたこと。(改正令附則第2項関係)
- 3 その他所要の規定の整備がされたこと。